

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物（等）の保存・整備・活用に関する課題

塩尻市には、歴史的建造物等が多く所在し、それらの中で特に歴史的・学術的価値が高いものは、文化財保護法、長野県文化財保護条例、並びに塩尻市文化財保護条例に基づく文化財の指定等により、保存や活用のため必要な措置を講じてきました。しかし、それらは市内に所在する歴史的建造物等の一部に留まり、未指定の歴史的建造物等に対しては十分な対応ができていないといえます。それら歴史的建造物等の多くは、老朽化による劣化や、保存修理等を含む維持管理に多大な労力を要することから、空き家化や取り壊しが進行し、町並み景観の維持が危ぶまれています。

また、近年では景観や観光の観点からの文化財保存・活用の重要性やニーズが高まってきています。平出遺跡や重要文化財の民家などにおいても保存活用計画が策定されていないものがあり、一元的な保存活用が図れていないという歴史的建造物等の価値や魅力を十分に認知されていないため、観光資源としての活用も困難な状態となっています。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の向上・保全に関する課題

歴史的建造物が集積する街道沿いの街村や界限、歴史的建造物及び生垣や石垣等によって構成される集落や街路は、周囲の自然・風土、それぞれの時代性と密接に関係しながら形成され、地域住民によって維持継承されてきました。

市全域において、歴史的な町並み環境にかかる維持管理等の負担は過重化し、近代的な建物への建て替えや、過疎化による空き家化や建造物の取り壊しの進行により、町並みの連続性が失われています。歴史的建造物の周辺道路も損傷が目立つ状態となっており、景観を損ねています。また、歴史的町並み環境を構成する重要な要素でもある農地や里山、川を背景に調和する集落の、個性豊かな景観特性が社会情勢の変化や耕作放棄地の増加等により、薄らいできています。さらに、歴史的建造物と一体をなして歴史的風致を構成している社叢等については、地域社会の変容に伴う管理水準の低下などにより、倒木などに備えた事前整備にまで手が回らず、所有者や管理者への過度な負担を強いる状況にあります。

また、それぞれの歴史的風致及びその周辺では、高い開発圧力こそないものの、歴史的風致の景観に調和しない広告物や建築物等が散見され、良好な歴史

的町並み環境の向上・保全を妨げています。

(3) 伝統行事などの伝統文化の継承に関する課題

近年の人口減少や少子化などの社会情勢に加え、地域活動そのものの衰退や参画意識の低下など地域社会の変化によって、伝統行事などの伝統文化に触れたり、伝えたりする機会が減少しています。また、担い手の高齢化や、地域に伝わる伝統行事などの存在や、その歴史的背景、価値を知る者・機会が少なくなっていることが後継者減少の一因になっています。

(4) 歴史的風致の普及・啓発に関する課題

本市では、歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない固有の資源について紹介した冊子「しおじり学びの道」などの作成や広報、市のホームページによる歴史文化の紹介の情報発信を行っています。しかし、一層の歴史的風致の維持向上に取り組むには、市民の関心と認知度は高いとは言えない状況です。

観光資源としての発信では、奈良井宿については、県内を代表する観光地でもあることから、少しずつ知名度は高まっており、観光客の安定的な来訪に繋がっているものの、隣接の木曾平沢をはじめ、他の地区に所在する重要文化財及び史跡平出遺跡の認知度は低く、その歴史的風致の価値や魅力を多様な来訪者を想定し発信していく必要があります。

また、個々の歴史的建造物の案内表示や市民や観光客に歴史的建造物を含む地域資源を紹介する施設が不足しているだけでなく、歴史的風致を感じられる体験メニューや観光ツアーなどの提供が不足しています。

2. 既存計画（上位・関連計画）

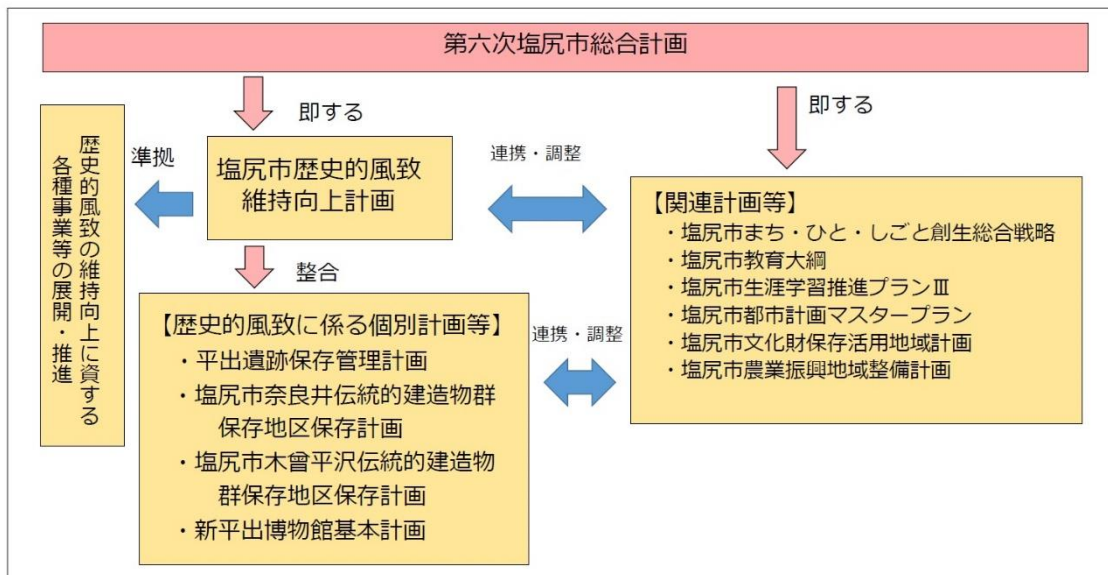
(1) 第六次塩尻市総合計画（令和5年（2023）策定）

本計画では、計画期間を令和6年度（2024）から令和14年度（2032）までとし、目指す都市像を「多彩な暮らし、叶えるまち。－田園都市しおじり－」と定め、その実施に向け、多くの市民の皆さんと一緒に計画の実施を目指すものとされています。

目指す都市像の実現に向けて、下記の9つの戦略分野において、部局横断で施策を展開します。

この中で、歴史的風致維持向上計画に関わる分野は下線のとおり、①基本戦

略A 3 伝統・文化芸術・スポーツ・生涯学習、②基本戦略B 4 地域経済・産業・観光・就労、③基本戦略C 9 まちづくり・インフラ・防災、にわたります。特筆すべきは、この第六次塩尻市総合計画から、「文化芸術」というキーワードが第二水準へ引き上げられたことです。市の姿勢として文化芸術をより尊重していく姿勢の表れとなっています。



塩尻市歴史的風致維持向上計画と上位・関連計画の関係

基本戦略A 未来共育

1. パートナシップ・子育て
2. 学校教育・学びの環境
3. 伝統・文化芸術・スポーツ・生涯学習

基本戦略B 共創循環

4. 地域経済・産業・観光・就労
5. 環境・気候
6. 協働参画・連繋・行政運営

基本戦略C 安心共生

7. 地域社会・支え合い
8. 医療・介護・保健・福祉
9. まちづくり・インフラ・防災

(2) 第2期塩尻市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年（2021）策定）

急速な少子高齢化の進展と人口減少に対応するために国が策定した「まち・

ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本市における将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指して策定されました。歴史・文化資源の保存と活用は、「確かな暮らしを営む地域創造戦略Ⅰ」に位置付け、次の施策を実施しています。

施策①観光の振興 （２）歴史的資源と保存と活用

- ・歴史的価値を有し、観光の核となるエリアや施設等について、来訪者の滞留、滞在時間の延長につながる運営を行うとともに、文化財保存活用地域計画に基づき施設整備や修繕等を実施します。

- 産業振興や観光と連携した歴史的施設の有効活用

施策②文化・スポーツを通じたにぎわいの創出 （１）文化資源を活用した交流の促進

- ・博物館等の文化施設の整備、充実を図るとともに、郷土の歴史・文化・風土を生かした体験型学習の提供やイベントの開催等を通じて、市民の交流活動を支援します。

- 平出博物館、自然博物館、短歌館等の文化施設の運営

- 平出博物館、自然博物館を中心とした博物館施設の再構築

（３）塩尻市教育大綱（平成 27 年（2015）策定、令和 3 年（2021）修正）

教育大綱は、本市の教育施策の方針や方向性を示したものです。「教育」・「子育て」・「文化」・「スポーツ」・「読書」の 5 つの教育関係分野について策定した個別計画の基本理念に基づいて大綱を定めています。歴史文化に関する分野としては、教育に関して塩尻市教育振興基本計画、文化に関して塩尻市生涯学習プランⅢが策定され、大綱の基となっています。

（４）塩尻市生涯学習プランⅢ（平成 27 年（2015）策定）

「誰もが学び、つながり、活かすまち」を基本理念とし、市民の誰もが生涯学習に取り組み、仲間をつくり、その成果を活用できるようになることを目指しています。歴史文化に関する部分では、文化財を市の貴重な財産として、適切に保存・整備することや、文化財所有者等の保存活動に対する支援の実施、文化財を地域の宝として市民に還元すべく、所有者等と協力しながら活用を図ることなどが示されています。また、市内文化財の保存活用の推進を図るため、

取り組む目標や内容を具体的に記載した「文化財保存活用地域計画」を作成するとしています。このほか市内文化財関連施設の適切な管理と、市民や市外の人々が塩尻の歴史・文化を知り、学ぶ施設として充実した運営を行うとしています。

（５）塩尻市都市計画マスタープラン（平成 21 年（2009）策定）

都市計画マスタープランでは、「ともに築く 自立と創造の田園都市」を都市の将来像とし、地域の特性を生かした「質の高い生活」を、市民、企業、行政が一体となって創造し、安全、安心、快適さを実感できる、だれもが住みやすいまちを目指すものとしています。将来の都市構造の拠点として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、個別の施設内容はおおむね 10 年後を目標として定めるものです。「自然・歴史・観光拠点」を設定し、地域の自然・歴史資源を生かした観光・交流促進の場として機能の向上を図ることとしています。また、整備方針として、歴史的・文化的な資源と結びついた身近な緑は、歴史を伝える緑として保全し、景観形成については、観光資源でもある宿場町等の街道の町並みや貴重な家屋等の歴史的景観の積極的な保全に努めることとしています。

（６）塩尻市文化財保存活用地域計画（令和 5 年（2023）策定）

本市の文化財を後世まで確実に継承するには、地域社会全体で幅広く文化財を把握し、保存・活用に取り組むことが必要であることから、文化財の価値を改めて市民で共有するための保存と活用の方針と具体的事業を定めた計画です。

「山と川、人とみちの交わりが育んだ多様な歴史文化を感じるまち 塩尻」を将来像に掲げ、豊かな自然環境を基盤として交通・物流、地域性といった歴史文化の特徴によって育まれた塩尻の多様な文化財の確実な保存と積極的な活用を図り、市民全てが郷土に愛着と誇りを感じ、いつまでも住み続けたいまちを、そして訪れる人が親しみを感じることができるまちを、さまざまな主体が協働・連携してつくり上げることを目指しています。

当計画では、本市域が歴史地勢上交通の要衝であることや、各地域の歴史文化の特徴を踏まえ、以下の 7 つの関連文化財群を設定しています。この中で、特にⅠ～Ⅳ、及びⅥが、当該歴史的風致に関連しています。

Ⅰ 五千年におよぶムラ・平出

平出の地は豊かな自然環境のもと、縄文時代から現代にいたる約 5,000 年にわたって人々が暮らしを営む場所であり続けています。

Ⅱ 今に息づく街道と宿場

塩尻を通る街道や宿場は文化の結節点として多くの歴史文化を育みました。時代の変化により当時の様相と変わってはいるものの、今でも歴史が息づいています。

Ⅲ 守り受け継がれる多様な建築

塩尻の地には、宿場町に建ち並ぶ町家や農村部の民家、各地域に残る社寺など、地域や時代、性質が異なるさまざまな建造物が数多く残り、大切に受け継がれています。

Ⅳ 地域が誇る伝統の「わざ」

木曾漆器や焼物等、地域が誇る伝統の「わざ」は、職人や愛好者によって継承され、つくり出された製品からは、その技術の高さをうかがい知ることができます。

Ⅴ 塩尻に集う文人墨客

塩尻の地に足を止めた文人墨客らは、地元の知識人らと交流を深めました。このことが塩尻を文芸や学問の機運が盛んな地として成長させました。

Ⅵ 地域を束ねる祭り

各地域に鎮座する神社の祭りは、それぞれの地域の住民によって受け継がれ、地域の絆を深め、結束する拠り所となっています。

Ⅶ 塩尻に根付いた葡萄とワイン

明治期のブドウ栽培により始まったワイン醸造の歴史とあわせ、今では塩尻のワインはその品質が高く評価され、「ワインのまち」として国内だけでなく世界にその名を広めています。

(7) 塩尻市農業振興地域整備計画（昭和 48 年（1973）策定 令和 2 年（2020）見直し）

本計画は、農業の振興を図るべき地域を明らかにするとともに、農業振興施策を計画的、集中的に推進することを目的とした総合的な農業振興の計画として策定したものです。自然環境の保全など農業の多面的な機能の発揮にも寄与しています。

(8) 平出遺跡保存管理計画（昭和 52 年（1977）策定）

本計画は、史跡平出遺跡における保存と活用について、具体的な方針を提示し、その中で「考古博物館として十分に活用されていない。平出遺跡理解のために利用することは急務である。そのため現敷地内に展示室を設けて、出土の遺物、発掘遺跡（各住居址）の写真、遺物・遺跡の実測図、調査資料の展示。研究室を設け、書籍・器具等をおき、研究者の用に供する。また映写室講義室等の設置も必要」としています。

そして、この計画を受け、次の事業を実施しました。

- ・平出遺跡考古博物館への歴史民俗資料館の併設（昭和 54 年度（1979））
- ・平出古墳群・平出の泉一帯を歴史公園として整備（昭和 57～平成 3 年度（1982～1991））
- ・博物館に瓦塔館の増設（平成 3 年度（1991））

(9) 塩尻市奈良井伝統的建造物群保存地区保存計画

（昭和 53 年（1978）策定）

塩尻市木曾平沢伝統的建造物群保存地区保存計画

（平成 17 年（2005）策定）

本計画は、塩尻市奈良井伝統的建造物群保存地区（宿場町）及び、塩尻市木曾平沢伝統的建造物群保存地区（漆工町）の保存整備の内容等をまとめています。

計画の目的に、地域住民と行政当局が一体となり、各地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、管理、修理、修景、復旧工事を行い、併せて関連する文化財の保護と、地場産業の振興に努め、文化遺産を大切に作る住み良い調和のとれた町づくりに努めることを掲げています。保存地区の保存に関する基本計画や保存地区内における物件の決定、建造物の保存整備計画、保存のため必要な管理施設、及び設備並びに環境の整備計画、建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等についてまとめています。

(10) 新平出博物館基本計画（令和 5 年（2023）策定）

平出博物館は、昭和 29 年（1954）の開館以来、地域の歴史文化を未来につなぐ役割を果たしてきましたが、耐震基準を満たしていないことや老朽化に加え

て、土砂災害警戒区域に立地していることが課題となっています。さらには、博物館に求められる期待と役割が変化・拡大するなか、現状の施設では十分な機能を果たすことが難しくなっています。こうした状況に鑑み、令和3年（2021）に「（仮称）新塩尻市立平出博物館基本構想」を策定しました。基本構想では、歴史系の博物館とし、目指す博物館像を「過去に学び未来へつなぐ みんなの博物館」と掲げ、博物館の基本的な機能に「交流」を加えた事業活動を展開することとしました。

本基本計画は、基本構想を実現するため、塩尻の未来を生み出す地域文化の創造拠点となる博物館を目指すとともに、市民が気軽に親しめる交流の場としての博物館となるよう、新博物館における事業活動や施設整備の在り方などに関わる具体的な内容になっています。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

（1）歴史的建造物（等）の保存・整備・活用に関する方針

歴史的建造物等に関しては、国、県、市の指定文化財、登録文化財等に指定もしくは登録されているものは、引き続き文化財保護法、長野県文化財保護条例、塩尻市文化財保護条例などに基つき適切に維持管理を図ります。

未指定等の歴史的建造物等は、所有者等の意向を確かめながら、国や長野県等による調査の動向を注視し、必要に応じて、指定文化財の指定、登録文化財の登録、重要伝統的建造物群保存地区の選定、もしくは伝統的建造物への特定等を視野に入れて検討します。なお、その際には、文化庁、長野県の指導・助言を受け、また、塩尻市文化財保護審議会あるいは、塩尻市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮りながら進めます。

指定や登録の有無に関わらず、歴史的建造物等の維持管理や安全性の確保について、専門的な知識を要するため、技術的な実績を有する専門機関等と連携し、所有者等へ助言できる体制を構築します。

歴史的建造物等の保存・活用については、空き家化への対処として、移住希望者等への不動産の適切な流動化が適切かつ円滑に進むよう、市の空き家活用等の部局間でも情報共有を進めます。

国の指定文化財を中心に保存活用計画を策定のうえ、保存修理や維持管理を適切に行っていきます。それら歴史的建造物等が持つ固有の価値や魅力を広く伝え、観光資源としての活用を図るため各種講座や体験、ツアーやイベントを実施していきます。

（２）歴史的建造物の周辺環境の向上・保全に関する方針

歴史的建造物が集積する街道沿いの街村や界限、歴史的建造物及び生垣や石垣等によって構成される集落や街路においては、その外観やそれらに付随する工作物を含め、周辺環境と調和のとれた連続性のある景観を残すよう住民意識の向上を図り、道路舗装等の周辺環境整備を行います。また、町並み景観を阻害する物件の解消や空き家対策に継続的に努めるとともに、農地や里山整備の担い手による保全に適切な支援を行い、歴史文化を残す風景の維持保全に努めることで周辺環境と調和のとれた一体性のある景観づくりを進めていきます。

また、国や長野県等による関連諸施策の動向に注視し、歴史的町並み環境の向上・保全に資する場合には、運用可能な既存の法令等とも組み合わせ、庁内外の関係機関とも積極的に連携しながら対応します。

（３）伝統行事などの伝統文化の継承に関する方針

祭礼などの無形の民俗文化財については、現況把握のための調査を実施し、記録保存に努めます。地域で保管されている資料については、散逸防止に努めます。

また、祭礼等の維持・継承に係る事業への補助や助成を行い、その活動を支援していきます。地域活動の衰退を抑えながら参加意識を高め、伝統文化に触れる機会を増やし、その価値や魅力を広く知らしめるために、学校での郷土学習及び生涯学習機会の増加、歴史同好会等による地域学習機会の増加を進め、特に本市を代表する伝統産業である木曾漆器については、後継者の育成・支援として、木曾高等漆芸学院の運営を行い、市外からも多くの人材を育成できる仕組みを整えます。

移住者において、歴史的建造物等への関心から、空き家となった建物への居住希望者も増えていることから、こうした新規移住者へ地域コミュニティへの参画を促し、地域の伝統文化への関心を高め、新たな担い手となるよう努めます。

（４）歴史的風致の普及・啓発に関する方針

歴史的風致に関する更なる市民の理解促進のため、地域への愛着心を育むような郷土学習を学校や生涯学習施設で実施していきます。また、文化財建造物等の公開や伝統文化に触れる・感じることでできる体験事業を充実させ、さまざまな媒体を活用しながら情報発信を行うとともに、説明板やサイン類を整備していくことで、認知度の向上を図り、来訪を促します。

情報発信の具体的な方法としては、観光マップへの掲載、最寄りの鉄道駅等、人の集まりやすい場所や機会における広報活動、新聞、情報誌などの媒体活用し、観光施設等を通じた発信等を検討します。観光ボランティアガイド等においても、地域の魅力発信の重要な担い手として、歴史的風致の魅力を情報発信できるよう情報提供や育成支援をします。

また、歴史的建造物等の紹介のみにとどまらず、地域特有の活動やその周辺環境も含めたストーリー性のある魅力的な見学ルートや観光パッケージを提供する視点から、観光協会をはじめとする関係機関との協議・連携を図り、歴史的風致を生かしたプランの作成や散策ルート等の整備を検討します。

文化財関連施設の中には、施設自体や展示が、劣化や陳腐化の進行が著しいものもあることから、改修整備等を行い、普及・啓発を図る展示機能の充実を図ります。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

(教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制)

本計画の実施体制については、交流文化部文化財課、同部平出博物館、並びに建設部都市計画課を事務局とした市内推進組織を設置するとともに、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「塩尻市歴史的風致維持向上協議会」において、計画の推進や変更等の連絡・調整、協議等を行い、事業の推進を図ります。また、必要に応じて、塩尻市の文化財保護、景観並びに都市計画、に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行います。

